

調査結果及び要請事項①(平成25年調査後に元売に要請した事項について)

平成25年調査後に要請した事項

仕切価格決定方式

仕切価格を一定のフォーミュラで取り決めている場合には、各構成要素の額を請求書等に明記すること。

仕切価格における価格体系等を見直す場合には、交渉の機会を設けて一般特約店の意見を聴くこと。

販売関連コストについて、一般特約店に対し、説明及び意見交換を定期的に行い算出根拠の透明化を図ること。

業転玉の取扱制限

自社が出荷したガソリンについては、その販売経路の如何を問わず、系列玉と同等の取扱いとすること。

自社製品以外のガソリンを自社の系列店が購入・販売したことを理由として、一方的に取引を停止するなどにより、不当に不利益となるような行為を行わないこと。

今回の状況

○ 価格体系等を見直す際の交渉、各構成要素の額及び販売関連コストの趣旨や用途の説明を十分に受けていないとの指摘があるなど、必ずしも十分に改善された状況とはいえない。

【自社業転玉】

○ 多くのエネルギー商社は、自社業転玉を出荷元の系列店に販売することは商道德上自粛しているとしており、元売がエネルギー商社に対し、そのような取引を行わないよう圧力をかけているとの指摘もあるなど、系列店が自社業転玉を自由に購入・販売できる状況になっていない。

【他社業転玉】

○ 近年は、一方的な取引の停止等がなされることはないという指摘もあるなど、一定の改善が認められるものの、一部には、元売から看板を取り上げると脅されたため他社業転玉の取扱量を大幅に減らすことを余儀なくされたとの指摘や、個別の値引き交渉において他社業転玉を購入・販売していると値引き額を少なくされるとの指摘もあり、改善が徹底されている状況とはいえない。

今回の状況を受けての要請事項

【仕切価格を一定のフォーミュラで取り決めている場合】

○ 価格体系等を見直す際の交渉を十分に行う必要がある。
○ 各構成要素の額及び販売関連コストの趣旨や用途の説明を十分に行う必要がある。

【自社業転玉】

○ 元売がエネルギー商社に対し、エネルギー商社が自社業転玉を自社の系列店に販売することを制限することにより、エネルギー商社の事業活動を不当に拘束する場合には、独占禁止法上問題(拘束条件付取引)となることに留意する必要がある。
○ 元売は、エネルギー商社が自社業転玉を自社の系列店に自由に販売できることに留意する必要がある、自社業転玉について系列店がエネルギー商社から自由に購入することが可能となることが望ましい。

【他社業転玉】

○ 系列店が他社業転玉を購入・販売している場合であっても、不当に不利益となるような行為を行わないことを徹底する必要がある。

調査結果及び要請事項②(その他の事項について)

今回の状況

【仕切価格の修正(通知価格の遡及的な引下げ)】

- 一部の元売は、通知価格の引下げを行う必要があると判断した場合には、差別なく一律に、当月内において仕切価格の修正を行っている。
- 上記について、①仕切価格の修正は毎月行われており、通知価格は建値化している、②仕切価格が不透明になり収益管理ができない、③修正の額は市況の実態と乖離しており、修正を行う基準を明確にすべきとの指摘もある。

【値引き交渉】

- ほとんどの元売は、毎週の価格通知後に、系列特約店の申出を受けて個別に値引き交渉を行い、原則として当月内に仕切価格を確定している。
- 上記について、大規模特約店は値引きを確実に受けられているが、小規模特約店は値引きを受けられるかどうか不確実であるとの指摘もある。

【販売子会社との仕切価格差】

- 総じて仕切価格が最も高かったのは一般特約店であり、最も低かったのは販売子会社である。
- 一般特約店からは、販売子会社との仕切価格差は余り感じないとの指摘もある一方で、販売子会社とは取引数量に応じたインセンティブ以上の仕切価格差があるとの指摘もある。

【販売子会社の安値販売】

- 販売子会社は、近隣の安売店の安売りに対し、一定程度まで追随して小売価格の引下げを行っているが、SSのセルフ化及び油外事業の展開や、取引数量の大きさに応じたインセンティブを原資とすることにより、ガソリンの単位当たりのコストを削減できており、赤字にはなっていないとしている。
- 一般特約店等からは、販売子会社は率先した安売りや無理な価格設定まではしていないという指摘がある一方で、一部の販売子会社は率先した安売りや底値に張り付くような価格設定をしているとの指摘もある。

今回の状況を受けての要請事項

- 基準の不明確な仕切価格の修正を一方的に実施する場合には、元売の販売政策に従わせやすくする効果を生じ、相手方の事業活動を制限することとなりやすいため、仕切価格の修正の実施基準を可能な範囲で明確にして取引の相手方に示す必要がある。

- 仕切価格の修正が恒常的に行われている場合には、当初の仕切価格の額を可能な範囲でより市況の実態に即したものとするなどの見直しも併せて行う必要がある。

- 個別の値引き交渉において、特定の系列店を競争上著しく有利又は不利にさせるなど、合理的な理由なく差別的な取扱いをし、一般特約店の競争機能に直接かつ重大な影響を及ぼすことにより公正な競争秩序に悪影響を与える場合には、独占禁止法上問題(差別対価等)となることに留意する必要がある。

- 販売子会社に対し、同一商圈の一般特約店に比して取引条件、取引内容の相違を超えて著しく低い仕切価格で販売するなど、合理的な理由なく差別的な取扱いをし、一般特約店の競争機能に直接かつ重大な影響を及ぼすことにより公正な競争秩序に悪影響を与える場合には、独占禁止法上問題(差別対価等)となることに留意する必要がある。

- 油外事業の収益をガソリン事業に補填すること、元売から付与されたインセンティブを特定SSが有利となるように配分することなどにより、他の商品の供給による利益その他の資金を投入するのでなければ供給を継続することができないような低価格を設定するなど、不当に低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上問題(不当廉売)となることに留意する必要がある。

まとめ

元売各社に対し、上記の諸点について適切な対応を求めるとともに、エネルギー商社に対し、自社業転玉を出荷元の系列店に対しても販売するように促す。また、独占禁止法に違反する疑いのある具体的事実に接した場合には、厳正に対処するとともに、引き続き、ガソリンの流通の動向を注視していく。